

## 一般社団法人神奈川県臨床心理士会 入退会規程

平成 29 年 9 月 3 日制定

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床心理士会（以下、「この法人」という。）の定款第 6 条及び第 7 条に基づき、この法人の入会及び退会に関し、必要な事項を定める。

### (正会員の入会手続)

第 2 条 正会員として入会しようとする者は、別紙様式第 1 号に定める入会申込書及び所定の書類（の写し）を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 前項により入会を認められた者は、第 5 条及び第 6 条に定める入会金及び当該事業年度の会費を納めなければならない。

3 入会の日が、3 月であるときは、当該事業年度の会費を徴収しない。

4 入会金及び会費の納入が確認された後に、理事会の承認日に遡って会員の資格を得るものとする。

5 前項により会員の資格を得た者は、この法人の会員名簿に登録する。

6 会員名簿への登録に際し、正会員が選択する職能領域は次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業
- (2) 私設心理相談
- (3) 福祉
- (4) 司法・矯正
- (5) 教育
- (6) 医療・保健
- (7) 被害者・避難者支援

### (準会員の入会手続)

第 3 条 準会員として入会しようとする者は、正会員 1 名以上の推薦を受け、別紙様式第 2 号に定める入会申込書及び所定の書類（の写し）を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 定款第 5 条第 1 項第 2 号に規定する、今後臨床心理士資格取得を目指している者とは、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 臨床心理士養成に関する指定大学院または専門職大学院に在席または修了している者
- (2) 諸外国で指定大学院と同等以上の教育歴および必要な心理臨床経験 2

年以上を有する者

(3) 医師免許取得者で、必要な心理臨床経験2年以上を有する者

3 第2条第2項から第5項の規定は、準会員の入会手続において準用する。

(正会員への移行手続)

第4条 準会員が臨床心理士の資格を取得した場合は、資格取得日から2か月以内に、別紙様式第3号に定める正会員移行申込書及び所定の書類の写しを会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 第2条第2項及び第4項から第6項の規定は、正会員移行手続において準用する。

(入会金)

第5条 入会金は、この法人の入会金・会費規程第2条に定められたとおりとする。

2 入会を理事会により認められた者は、速やかに入会金を納入しなければならない。

3 他の都道府県臨床心理士会からの転入会である者については、第1項の入会金を免除する。

4 定款第9条第7号により会員資格を喪失した者が再び入会を希望した場合には、入会金、及び未納の年度会費並びに当該事業年度の会費（以下、「未納金等」という。）を納入しなければならない。会員の資格はそれらを納入したことの確認できた期日に生じるものとする。

5 前項の規定は、定款第7条に定める任意退会をした者が再び入会を希望した場合にも適用する。本規程第7条により休会中の者が復会する際には、入会金の納入を要しない。休会後に退会扱いとなった者が再び入会を希望した場合は、入会金を納入しなければならない。準会員である者が正会員に移行する場合は、入会金の納入を要しない。

(会費)

第6条 会費は、この法人の入会金・会費規程第3条に定められたとおりとする。

2 前項の会費は、毎事業年度ごとに4月末日までに支払うものとする。

3 年度途中で入退会がなされる場合も、会員になろうとする者及び会員は当該事業年度の会費を納入しなければならない。ただし、退会又は休会の日が4月であるときは、当該事業年度の会費を徴収しない。

(休会及び復会の手続)

第7条 会員は、海外への転居その他理事会が認める理由があるときは、別紙様式第4号に定める休会届を会長に提出し、理事会の承認を得た上で、本会を休会することができる。

2 休会期間が2年を超える場合、その前に休会届を再び会長に提出し、理事会の承認を得た上で、休会を継続することができる。それ以降も同様とし、休会期間が2年を超えても再度休会届が提出されなかった場合は退会扱いとなる。休会中の会員が復会しようとするときは、別紙様式第5号に定める復会届を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

3 第2条第3項から第6項の規定は、会員の復会手続において準用する。

(任意退会の手続)

第8条 会員は、退会を希望するときは、退会する日の1か月以上前日に、別紙様式第6号に定める退会届を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会に伴う会費等の取扱い)

第9条 前条の定めによる任意退会のほか、定款第8条の定めによる除名、定款第9条の定めによる会員資格の喪失に際し、既納の会費は返還しない。未納金等がある場合は、これを納付しなければならない。任意退会の場合、退会の日付は年度末となる。

2 任意退会、除名、会員資格の喪失をした者は、会員名簿の登録を削除する。

(入退会の事務)

第10条 入退会に係る事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成29年9月3日から施行し、平成29年6月19日に遡って適用する。